

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和5年度第5号
通算第65号
令和6年3月13日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和5年12月期の期末手当等について—

◎日時・場所

令和5年11月13日（月）午後7時35分～午後9時（すこやかプラザ ホールC）

◎今回の交渉の主な目的

令和5年10月30日に提出された2023年末一時金に関する要求書及び独自要求書について、前回に引き続き協議を行った。

◎組合への回答

（修正メモ）令和5年12月に支給する期末手当について

[別紙1](#)

（修正メモ）非常勤行政事務員に対する勤勉手当の支給について

[別紙2](#)

（修正メモ）非常勤行政事務員の報酬改定について

[別紙3](#)

◎具体的な交渉内容

1 会計年度任用職員の報酬改定等について

協議の要旨

前回の交渉を受け、報酬改定に関して修正回答を提示。当該修正内容を説明した後、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
報酬の遡及改定は組合の積年の要求であり、今回の修正回答については大変感謝する。修正回答に至った経緯は。	前回の交渉において、組合が当年度反映を強く要求していたことを踏まえ、改めて庁内調整を行った結果、何とか実施できる目途が立ったため、修正回答をお示ししたものである。
勤勉手当の支給対象となる任期が相当長期にわたる者とは、どういう者をいうのか。	週勤務時間が15時間30分以上であり、任用時において6か月以上の任用期間の発令がある者のことをいい、期末手当の支給対象と同じである。

<p>今年度から勤勉手当を支給することは難しいのか。</p>	<p>パートタイムの会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正法の施行が令和6年4月1日からであるため、本市においても、令和6年の6月期から支給するものである。</p>
<p>今回の人事院勧告における勤勉手当引上げ分の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>勤勉手当の支給が令和6年からである以上、今年度の引上げに対応することはできない。</p>
<p>昨年度は特別措置額により対応したではないか。</p>	<p>翌年度から勤勉手当を支給するに当たって、特別措置額の計上を12月より終了することから、今回の勤勉手当引上げにおいて同様の対応は難しい。</p>
<p>他都市においては、勤勉手当引上げ分を期末手当の支給月数に上乘せするといった対応を聞いているが、そのような対応はできないのか。</p>	<p>会計年度任用職員制度移行時に、当初は嘱託員の期末手当の支給月数を踏襲する予定であったものの、国・県からの強い指導によって常勤職員の期末手当の支給月数に引き下げる代わりに報酬月額に割り振ったのが特別措置額であり、当時の取扱いと同様に、期末手当を常勤職員よりも多い支給月数とすることは難しい。</p> <p>組合の主張するとおり勤勉手当引上げ分に対応する自治体もあるかもしれないが、一方で遡及改定自体を見送っている自治体もある。財政面への影響を考慮すると、組合からの要求全てに応えることは難しい中、遡及改定が最も強い要求であることを踏まえ、庁内調整に尽力したことをご理解いただきたい。</p>
<p>遡及改定を強く要求したのは事実であるが、それは今回の修正回答により実現された。そうである以上、更なる引上げを求めるのが組合である。特別措置額という取扱いができないのであれば、別の手法で対応していただきたい。総務省も、勤勉手当について常勤職員に準じて改定を実施すべきとの考え方を示しているのではないか。</p>	<p>地方自治法の改正により勤勉手当の支給が可能となるのは、令和6年度からである。その中で、令和5年度における取扱いとして、勤勉手当引上げを今年度から反映すべきであるとの考え方を示すことはないのではないかと。</p> <p>繰り返しとなるが、今年度の勤勉手当引上げに今年度から対応することはできないが、翌年度からは常勤職員に準じた支給月数にて勤勉手当を支給していくことになり、年収も増えることになる。こうしたことも踏まえ、ご理解いただきたい。</p>

<p>勤勉手当の支給月数を常勤職員に準じたものとする等の対応には感謝しており、翌年度の勤勉手当の支給に影響が生じないようにするという意味でも、特別措置額の廃止についても受け止める。しかし、勤勉手当の支給が翌年度からとなる以上、今年度で任用を終える非常勤行政事務員は、特別措置額の廃止によるマイナスを受けたままとなるのではないかと認識している。</p>	<p>今回の非常勤行政事務員の報酬改定率は常勤職員よりも相当高いものとなっており、大多数の職員は当初の年収を上回ることになる。その一方で、経験年数が長い一部の職員については、特別措置額の廃止によって、改定後の年収が当初予定を下回るケースがあるのも事実である。これを受けて、勤勉手当支給という本来的にプラスとなるはずの見直しに伴って不利益が生じないように、その差額分を調整額として支給することにより対応することとしており、今年度で任用を終える者を含め、マイナスにはならないと認識している。</p>
<p>調整額は、いつ支給されるのか。</p>	<p>報酬改定の差額と合わせて、12月上旬に支給を予定している。</p>
<p>調整額の支給対象者は、どの程度いるのか。</p>	<p>経験年数が14年目以降の職員に適用されるものと考えている。</p>
<p>保育士等の処遇改善が実施されている場合は、処遇改善を含んだ年収との差額が調整額として支給されるということか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
<p>経験年数が長い職員ほど改定額が小さくなるのは、いかがなものか。ベテラン職員として常勤職員と同じくらいの働きぶりをしてしている職員もいると考えるが。</p>	<p>常勤職員に準拠した報酬改定としたことによるものであるが、このような改定手法としたからこそ、今回の改定率が高いものとなったことを改めてご認識いただきたい。</p>

課題解決への方向性

当局は、12月上旬に給与改定差額、12月8日に期末・勤勉手当の支給を予定している中で、回答期限である11月20日までに一定の判断を行うよう伝えた。

2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p>更年期障害のための休暇について</p> <p>子の看護等の子育てのための休暇の取得要件を拡大したように、更年期障害のための休暇についても、他都市においてこれを創設した事例も踏まえ、今後、検討していただきたい。</p>	<p>当局として制度創設の考えはないが、協議自体を否定するものではなく、引き続き誠実に対応していく。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以上
(給与課)

令和 5 年 12 月に支給する期末手当について（メモ）

R5.11.13

令和 5 年 11 月 6 日付け「令和 5 年 12 月に支給する期末手当について（メモ）」について、次のとおり修正する。

1 期末手当の支給月数

令和 5 年 12 月 1 日に在職する者に、期末手当として 1.25 月分を支給する。

以 上
(給与課)

非常勤行政事務員に対する勤勉手当の支給について（メモ）

R5.11.13

令和5年11月6日付け「非常勤行政事務員に対する勤勉手当の支給について（メモ）」について、次のとおり修正する。

2 内容

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市非常勤行政事務員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了する。ただし、報酬改定も踏まえた特別措置額廃止後の令和5年度の年収が、当初に予定されていた令和5年度の年収を下回ることになる職員に対しては、別途、報酬月額イメージに基づき算定される調整額を令和5年12月に支給する。）。

以 上
(給与課)

非常勤行政事務員に対する勤勉手当の支給について（メモ）

R5.11.6

1 趣旨

地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、本市においても非常勤行政事務員に対して勤勉手当を支給していくもの

2 内容

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市非常勤行政事務員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了）。

3 実施時期

令和6年4月1日

4 諾否期限

令和5年11月20日

以 上
（給与課）

非常勤行政事務員の報酬改定について（メモ）

R5.11.13

令和5年11月6日付け「非常勤行政事務員の報酬改定について（メモ）」の「2 適用日」について、次のとおり修正する。

2 適用日

令和5年4月1日。ただし、遡及改定に伴う差額支給の対象となる者は、令和5年12月1日に在職している者に限る。

※ 報酬改定に当たっては、増であっても減であっても当年度から反映させるようにするもの

以 上
(給与課)

非常勤行政事務員の報酬改定について（メモ）

R5.11.6

1 改定内容

非常勤行政事務員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

	採用基準学歴			→	本市行政事務 員として の経験年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
採用時 年齢 (歳)	18.19.20	-	-	→	1年目	139,150	149,380	10,230	7.35
	21.22.23	-	-	→	2年目	143,550	153,670	10,120	7.05
	24以上	20.21.22	-	→	3年目	148,390	158,620	10,230	6.89
	-	23.24.25	-	→	4年目	153,450	163,680	10,230	6.67
	-	26.27.28	22.23.24	→	5年目	158,510	168,740	10,230	6.45
	-	29以上	25.26.27	→	6年目	163,020	172,590	9,570	5.87
	-	-	28.29.30	→	7年目	167,200	176,440	9,240	5.53
	-	-	31.32.33	→	8年目	171,380	180,290	8,910	5.20
	-	-	34.35.36	→	9年目	175,340	183,480	8,140	4.64
	-	-	37以上	→	10年目	178,970	186,560	7,590	4.24
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	182,490	190,080	7,590	4.16
					12年目	185,790	192,940	7,150	3.85
					13年目	189,090	195,580	6,490	3.43
					14年目	192,170	197,450	5,280	2.75
					15年目	194,370	199,320	4,950	2.55
					16年目	196,350	201,190	4,840	2.46
					17年目	198,220	202,950	4,730	2.39
					18年目	200,090	204,710	4,620	2.31
					19年目	201,630	205,920	4,290	2.13
					20年目	202,950	207,020	4,070	2.01
					21年目	204,050	207,790	3,740	1.83
					22年目	205,040	208,560	3,520	1.72
					23年目	206,250	209,330	3,080	1.49
					24年目	207,020	209,880	2,860	1.38
					25年目	207,900	210,430	2,530	1.22
					26年目	208,780	210,980	2,200	1.05
					27年目	209,550	211,310	1,760	0.84
					28年目～	210,320	211,970	1,650	0.78

2 適用日

令和6年4月1日

3 諾否期限

令和5年11月20日

以 上
(給与課)

◎妥結事項

11月6日及び13日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月20日に次の項目について妥結に至った。

1 期末手当の支給 [支給日：令和5年12月8日]

令和5年12月1日に在職する者に、期末手当として1.25月分を支給する。

2 非常勤行政事務員の報酬改定 [令和5年4月1日適用。ただし、遡及改定に伴う差額支給の対象となる者は、令和5年12月1日に在職している者に限る。]

	採用基準学歴				本市行政事務員としての経験年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
採用時年齢(歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	139,150	149,380	10,230	7.35
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	143,550	153,670	10,120	7.05
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	148,390	158,620	10,230	6.89
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	153,450	163,680	10,230	6.67
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	158,510	168,740	10,230	6.45
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	163,020	172,590	9,570	5.87
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	167,200	176,440	9,240	5.53
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	171,380	180,290	8,910	5.20
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	175,340	183,480	8,140	4.64
	-	-	37以上	→	10年目	178,970	186,560	7,590	4.24
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	182,490	190,080	7,590	4.16
					12年目	185,790	192,940	7,150	3.85
					13年目	189,090	195,580	6,490	3.43
					14年目	192,170	197,450	5,280	2.75
					15年目	194,370	199,320	4,950	2.55
					16年目	196,350	201,190	4,840	2.46
					17年目	198,220	202,950	4,730	2.39
					18年目	200,090	204,710	4,620	2.31
					19年目	201,630	205,920	4,290	2.13
					20年目	202,950	207,020	4,070	2.01
					21年目	204,050	207,790	3,740	1.83
					22年目	205,040	208,560	3,520	1.72
					23年目	206,250	209,330	3,080	1.49
					24年目	207,020	209,880	2,860	1.38
					25年目	207,900	210,430	2,530	1.22
					26年目	208,780	210,980	2,200	1.05
					27年目	209,550	211,310	1,760	0.84
					28年目～	210,320	211,970	1,650	0.78

3 非常勤行政事務員に対する勤勉手当の支給について [令和6年4月1日実施]

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市非常勤行政事務員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了する。ただし、報酬改定も踏まえた特別措置額廃止後の令和5年度の年収が、当初に予定されていた令和5年度の年収を下回ることになる職員に対しては、別途、報酬月額イメージに基づき算定される調整額を令和5年12月に支給する。）。